

IASB プレスリリース 2004年6月24日

### IASB、中小企業 (SME) 用の基準に関するディスカッション・ペーパーを公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、本日、中小企業 (SME) 用の独立した国際会計基準のセットを開発するという提案に関するディスカッション・ペーパーを公表した。このディスカッション・ペーパーは、提案の種々の局面についての IASB の予備的見解を提示しており、2004年9月24日までにコメントを求めている。

ディスカッション・ペーパーは、SME 用の具体的な財務報告基準に関する提案を含んでいない。それは後に出すものとする。その代わりに、ディスカッション・ペーパーは本プロジェクトに対する審議会のアプローチに焦点を当てている。

ディスカッションペーパーの紹介にあたり、IASB 議長の Sir David Tweedie は次のように述べた。

「ほとんどの国では、多くの (あるいはすべての) 企業に、その国で一般に認められた一組の強制される会計原則に準拠した財務諸表を作成する法的義務がある。そのような法定の財務諸表は、通常、政府機関に提出され、債権者、仕入先、従業員、政府その他が利用できる。このような企業の大多数は、「小規模」又は「中規模」をどのように定義しようと、中小企業である。このような企業に対して、主として国際的資本市場での使用のために開発された IASB の基準書にすべて準拠した財務諸表を作成することを、要求している国はほとんどない。このため、IASB は SME が使用するための基準を簡素化する道を探っている。同時に、IASB は、当該基準の基礎にある基本概念を堅持するよう注意を払うであろう。」

本提案作成を支援するために、IASB は、具体的な論点に関する見解とコメントを提供できる顧問団を設置した。また、SME 用の基準に関する IASB の予備的見解の多くが SME 財務諸表利用者のニーズの評価を必要とするものであるため、非公式のアドバイザー・グループが設置されている。

IASB が基準案を公表する主たる媒体は、IASB の購読者用ウェブサイトでの電子フォーマットによるものである。購読者は「オンライン・サービス」を通じて、本日公表されたディスカッション・ペーパーを入手できる。購読希望者は下記に問い合わせいただきたい。

IASCF Publication Department, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH,  
United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7332 273, Fax: +44 (0) 20 7332 2749,  
E-mail: [publications@iasb.org](mailto:publications@iasb.org) Web: [www.iasb.org](http://www.iasb.org)

ディスカッション・ペーパー「中小企業用の会計基準に関する予備的見解」の印刷版 (ISBN 1-904230-63-6) は、IASCF 出版部から、送料込み£10 で、近日中に購入可能となる。

7月5日から、本公開草案はIASBのウェブサイトですべて無料で閲覧可能となる。

以上

問合せ先：

Sir David Tweedie, Chairman, IASB,

Telephone: +44 (0) 20 7246 6410, e-mail: [dtweedie@iasb.org](mailto:dtweedie@iasb.org)

Thomas Jones, Vice-Chairman, IASB,

Telephone: +44 (0) 20 7246 6410, e-mail: [tjones@iasb.org](mailto:tjones@iasb.org)

Paul Pacter, Director – Small and Medium-sized Entities, IASB,

Telephone: +44 (0) 20 7246 6410, e-mail: [ppacter@iasb.org](mailto:ppacter@iasb.org)

## 編集者への注釈

### SME用の基準に関するIASBのディスカッション・ペーパーで取り上げられている論点

1. IASBはSME用の特別の財務報告基準を開発すべきか。
2. SME用の財務報告基準のセットの目的は何であるべきか。
3. SME用のIASB基準書は、どのような企業に適用する予定なのか。
4. SME用のIASB基準が、企業の直面する特定の会計上の認識又は測定の問題を取り扱っていない場合、当該企業はその問題をどのようにして解決すべきか。
5. SME用のIASB基準を利用する企業は、関連するSME用のIASB基準の処理とは異なるIFRSで認められている処理に従うことを選択してもよいのか。
6. 審議会はSME用のIASB基準の開発にどのように取り組むべきか。どの程度まで、SME用基準の基礎をIFRSの概念及び原則ならびに関連する強制的指針に置くべきか。
7. SME用のIASB基準書を、完全なIFRSの概念、原則及び関連する強制的指針を基礎にして作成するとした場合、それらの概念や原則をSME用に修正するための原理はどうあるべきか。
8. SMEのIASB基準は、どのような様式で公表すべきか。

### IASBのSMEプロジェクトに関する各国の会計基準設定主体の見解

世界中の会計基準設定主体が、IASBの試みを強く支持している。2003年9月に、IASBは世界の国内会計基準設定主体のうち40による会議を主催した。当該会議の準備として、IASBはSME用の基準についての調査を行った。コメントを寄せた30の会計基準設定主体は、ほぼ異口同音に、IASBはSME用の国際的な基準を開発すべきであると回答した。そしてほとんどすべてが、自国の会計処理規定において、すでにSMEに対する適用除外又は簡素化を何らかの方法ですでに規定していると述べた。IASBは、当該30か国でSMEに対して国内ですでに実施されている、25項目の開示及び表示の簡素化および他の25項目の認識及び測定の簡素化のリストを作成した。IFRSは、未公開企業に対してセグメント情報及び1株当たり利益情報の提供を免除するなど、いくつかをすでに規定している。

調査に回答した30か国のうち、29か国は、SME用のIASB基準には開示と表示の簡素化を含めるべきであると述べた。30か国のうち24か国は認識及び測定の簡素化も同様に必要であると述べた。

## IASB の日程表はどのようなものか

IASB は以下の手順を考えている。

1. IASB は、SME 用の個々の IASB 基準書について別々の公開草案ではなく、すべての既存の IFRS (IAS 及び解釈指針を含む) の「SME 版」の単一の公開草案を公表する。
2. したがって、IASB は、すべての IFRS (IAS 及び解釈指針を含む) の最終的な「SME 版」を内容とする 1 冊を、単一の発効日で発行することになる。
3. その後、IFRS の各公開草案及び各解釈指針案と同時に、かつおそらく当該文書の一部として、IASB は関連する SME 用の IASB 基準書又は解釈指針を提案する。新規又は改訂 SME 用の IASB 基準の発効日は、おそらく新規又は改訂 IFRS (解釈指針を含む) の発効日と同じとなる。
4. 上記の第 1 段階の時期は、特に、ディスカッション・ペーパーに対するコメントや、SME 用の IASB 基準案について考えうる SME によるフィールドテストに関する決定に左右される。

## IASB について

ロンドンを本拠とする国際会計基準審議会 (IASB) は、2001 年に活動を開始した。その資金は、主要会計事務所、世界中の民間金融機関及び事業会社、中央銀行や開発銀行及びその他国際的な専門機関から、評議会及び IASC 財団により集められた寄付によって賄われている。14 人の委員 (うち 12 人は常勤) は 9 カ国に居住し、さまざまな経歴を持っている。審議会は、公共の利益に資する、高品質で単一の、一般目的財務諸表の透明かつ比較可能な情報を要求する世界的な会計基準を開発することを公約している。これら目的の追求のため、審議会は各国の会計基準設定主体と、会計基準の収斂を達成するために協調する。

## ディスカッションペーパー「中小企業会計基準に関する予備的見解」

### 論点、予備的見解および質問の要約

#### 論点1. 国際会計基準審議会(IASB)は、SME用の特別の財務報告基準を開発すべきか

予備的見解 1.1—完全版の IFRS はすべての企業に適合する IASB 概念フレームワークに示されている財務諸表の目的は、SMEにとっても、完全版の IFRS に従うことを要求されている企業と同様に妥当である。したがって、完全版の IFRS は、すべての企業にとって適合するものとみなすべきである。(「完全版の IFRS」とは IASB が採択した基準書および解釈指針をいう。それは、国際財務報告基準、国際会計基準および国際財務報告解釈指針委員会または以前の解釈指針委員会が作成した解釈指針から構成される。)

予備的見解 1.2—審議会はSME用の基準を開発する 当審議会は、公的な説明責任を有さない企業だけに適合する財務報告基準のセット(「SME用の IASB 基準書」)を開発する。たとえ国内法規が認めたとしても、当該基準書は、公的な説明責任を有する企業(株式を公開証券市場での取引のために上場している企業を含む)による使用を意図していない。公的な説明責任については、論点3および予備的見解3.1—3.6で検討している。

予備的見解1.3—作成表示の基礎を開示する 企業がSME用のIASB基準書に従う場合には、作成表示の基礎の注記および監査報告書はその旨を明確にすべきである。

質問1a. 完全版の IFRS はすべての企業に適合すると考えるべきだということに同意するか。同意しない場合、それはなぜか。

質問1b. 審議会在が SME に適合する独立した財務報告基準を開発すべきだということに同意するか。同意しない場合、それはなぜか。

質問1c. たとえ国内法規が認めたとしても、SME用のIASB基準書は、上場企業(または審議会在が特に予定していないその他の企業)が使用すべきではないことに同意するか。SME用のIASB基準書をそのような企業が使用する場合には、その財務諸表は、SME用のIFRSに準拠しているという記載ができないことにも同意するか。同意しない場合、それはなぜか。

#### 論点2. SME用の財務報告基準のセットは何を目的とすべきか

予備的見解2—SME用のIASB基準書の目的 SMEの財務報告基準は、次のようなものとすべきである。

- (a) 国際的にSMEに適合する高品質の、理解可能な、強制力のある会計基準を提供する；
- (b) SME財務諸表の利用者のニーズを満たすことに重点を置く；

- (c) IFRS と同じ概念フレームワークを基礎とする；
- (d) 国際的基準の使用を望むSMEの財務報告の負担を軽減する；および
- (e) 公的な説明責任を有するようになったSMEや完全版のIFRSへの転換を選択するSMEが、完全版のIFRSへ容易に移行できるようにする。

質問 2.予備的見解2で規定されるSME用のIASB基準の目的は妥当であるか、妥当でない場合、どのように修正すべきか。

### 論点3. SME用のIASB基準書は、どのような企業への適用を意図しているのか

予備的見解 3.1—規模判定はしない 当審議会は、SME用のIASB基準書の適用を意図している企業の特徴を記述すべきである。それらの特徴は、定量的な「規模判定」を規定すべきではない。それらの特徴またはその一部だけに該当するすべての企業に、SME用のIASB基準書の使用を要求または許容するかどうかは、各国が決定すべきである。

予備的見解 3.2—公的な説明責任の原則 公的な説明責任は、SMEをその他の企業から区別する決定的な特徴である。公的な説明責任を有する企業にとって妥当なのは、完全版のIFRSであり、SME用のIASB基準書ではない。企業は、次の場合には公的な説明責任を有している。

- (a) 経営者ではない投資家またはその他の利害関係者から、企業に対する高度の外的利害関係があり、それらの利害関係者は、当該企業に関する財務情報を得る唯一の手段として、主に外部財務報告に依存している。
- (b) 企業が、その事業の性質上、基本的な公共サービスの責任を有している。

予備的見解 3.3—公的な説明責任を推定するための指標 企業が以下の要件に該当する場合には、公的な説明責任を有するものとみなされ、したがって、完全版のIFRSに従うべきである。

- (a) 公開の市場で何らかの種類の金融商品を発行する目的で、証券委員会その他の規制機関に財務諸表を提出しているかまたは提出する過程にある；
- (b) 銀行、保険会社、証券ブローカーあるいは証券ディーラー、年金基金、ミューチュアル・ファンド、または投資銀行のように、外部の広範なグループのために受託者の資格で資産を保有している；
- (c) 基本的な公共サービスを提供している公益企業または類似の事業体である；または
- (d) 総資産、総利益、従業員数、市場の優先度、外部借入の性質と範囲のような規準に基づいて、本国において経済的に重要である。

**予備的見解 3.4—所有者すべての同意が要求される** 公的な説明責任を推定するための指標のいずれにも該当しない企業であっても、すべての所有者（そうでなければ議決権のない株主も含む）に対して、IFRS を基礎とせずに SME 用の IASB 基準書を基礎として財務諸表を作成するつもりであることを知らせ、かつ、所有者のうち誰も SME 用の IASB 基準書の使用に反対しなかった場合を除き、公的な説明責任を有するものとみなされる。

**予備的見解 3.5—範囲: 公的な説明責任を有さないすべての企業** 当審議会は、SME 用の IASB 基準書の潜在的な適用企業として、公的な説明責任を有さないすべての企業を含めることを意図している。

**予備的見解 3.6—子会社、共同支配企業および関連会社** 公的な説明責任のある企業の子会社、共同支配企業および関連会社が、親会社、共同支配企業に対する投資企業または投資家の要求を満たすように、完全版の IFRS に従って財務報告を作成する場合には、個別財務諸表において、SME 用の IASB 基準書ではなく、完全版の IFRS に従うべきである。

質問 3a. 当審議会は、基準の適用対象として意図している企業の特性を記載すべきであるが、その特性は定量的な「規模判定」を規定すべきではないことに同意するか。同意しない場合、それはなぜか、また、妥当な規模判定はどのように作成するのか。

質問 3b. 当審議会は、公的な説明責任を有さないすべての企業に適合した基準を開発すべきであり、相対的に大きな企業または相対的に小さな企業といった、公的な説明責任を有さない企業の一部だけに焦点を当てるべきではないことに同意するか。同意しない場合、それはなぜか。

質問 3c. 予備的見解 3.2 の2つの原則は、予備的見解 3.3 の「公的な説明責任」の推定のための指標と合わせて、「公的な説明責任」の概念の適用に当たり、運用可能な定義と適切な指針を提供するか。そうでないとすれば、どのように変更するか。

質問 3d. 株式所有者のうち一人以上が、SME 用の IASB 基準書を基礎として企業が財務諸表を作成することに反対した場合には、企業に完全版の IFRS を使用を強制すべきであることに同意するか。同意しない場合、それはなぜか。

質問 3e. 公的な説明責任のある企業の子会社、共同支配企業または関連会社が、親会社、共同支配企業に対する投資企業または投資家の要求を満たすように完全版の IFRS に従って財務報告を作成する場合、企業は個別財務諸表において SME 用の IASB 基準書ではなく、完全版の IFRS に従うべきであることに同意するか。同意しない場合、なぜ同意しないのか。

論点4. SME用のIASB基準書が、企業の直面する特定の会計上の認識または測定の問題を取扱っていない場合、当該企業はその問題をどのように解決すべきか

予備的見解4-IFRSへの強制的復帰 SME用のIASB基準書がIFRSで取扱われる特定の会計上の認識および測定の問題を取扱っていない場合、企業はその特定の問題のみを解決するために、該当するIFRSに着目することが求められる。企業は、財務報告の残りの部分については、SME用のIASB基準書の利用を継続する。SME用のIASB基準書のそれぞれで、このIFRSへの強制的復帰に明示的に言及すべである。

質問4.SME用のIASB基準書が特定の会計上の認識および測定の問題を取扱っていない場合、企業はその特定の問題を解決するために、該当するIFRSに注目すべきであることに同意するか。同意しない場合、それはなぜか、また、どのような代替案を提案するのか。

論点5. SME用のIASB基準書を利用する企業は、IFRSで認められている処理のうち、関連するSME用のIASB基準書における処理と異なったものに従うことを選択してもよいか

予備的見解5-IFRSへの選択的復帰 SME用のIASB基準書が、関連するIFRSの認識または測定の規定からの適用除外または簡素化を規定している場合、SME用のIASB基準書を利用する企業に対し、SME用のIASB基準書の利用を続けながら、関連するIFRSの全体を適用することを妨げない。選択的復帰は、関連するIFRSの原則の全部ではなく一部についてのみ行うことは認められない。

質問5a. あるIFRSのSME版の処理が当該IFRSの処理と異なっている場合、SMEが当該IFRSに復帰することを認めるべきか、あるいは個々のIFRSへの選択的な復帰を認めずに、完全版の一組のIFRSか完全版の一組のSME基準書のいずれかだけを選択することを要求すべきか。その理由は何か。

質問5b. SMEがあるIFRSへの復帰を認められる場合、SMEは次のいずれとすべきか。

- (a) そのIFRS全体に復帰することを強制する(基準別アプローチ);
- (b) そのIFRSの個々の原則への復帰を無制限に認め、当該IFRSのSME版の残りの部分の適用は継続する(原則別アプローチ);または
- (c) そのIFRSの原則のうち、当該IFRSのSME版の処理に関連したすべての原則に復帰することを強制し、当該IFRSのSME版の残りの部分の適用は継続する(基準別アプローチと原則別アプローチの中間的立場)

論拠を説明していただきたい。また、(c)を支持する場合には、「関連する」という原則の定義について、どのような規準を提案するかも説明されたい。

論点6. 当審議会はSME用のIASB基準書の開発にどのように取り組むべきか。どの程度まで、SME用の基準の基礎をIFRSの概念および原則ならびに関連する強制的指針に置くべきか。

予備的見解6-IFRSはSME用基準書の開発の出発点である。SME用のIASB基準書の開発は、IASBの概念フレームワークならびにIFRS（解釈指針を含む）の原則および関連する強制的指針から基礎概念を抽出することから始めるべきである。

質問6. SME用のIASB基準書は、フレームワークならびにIFRS（解釈指針を含む）の原則および関連する強制的指針から基礎概念を抽出し、適切と考えられる修正を加えることから始めるべきであることに同意するか。同意しない場合、どのようなアプローチに従うか。

論点7. SME用のIASB基準書を、完全版のIFRSの概念、原則および関連する強制的指針を基礎にして作成するとした場合、それらの概念や原則をSME用に修正するための基準はどうようにすべきか。

予備的見解7.1-修正の正当化 IFRSの概念または原則に対する修正は、SME財務諸表の利用者の識別されたニーズまたは費用効果分析を基礎としなければならない。

予備的見解7.2-開示と表示の修正の可能性 開示と表示の修正は、利用者のニーズと費用効果分析に基づいて正当化される可能性がある。開示の修正は、完全版のIFRSに比べて開示レベルを増大させることも減少されることもありうる。

予備的見解7.3-認識と測定は修正しないという反証可能な前提 IFRSの認識および測定の原則に対して修正は行わないという反証可能な前提を置く。そのような修正は、利用者のニーズまたは費用効果分析に基づく場合のみ正当化しうる。

質問7a. 完全版のIFRSの概念または原則に対するSMEに関する修正は、SME財務諸表の識別された利用者のニーズまたは費用効果分析を基礎としなければならないことに同意するか。同意しない場合、修正に関するどのような代替的基準を提案するか、また、その理由は何か。その場合、審議会はSMEとの関連でのIFRSの費用効果の分析方法について提案があるか。

質問7b. 開示および表示の修正は、利用者のニーズと費用効果分析に基づいて正当化される可能性があり、開示の修正はSMEの現状の開示のレベルを増大させることも減少されることもあることに同意するか。同意しない場合、それはなぜか。

質問7c. SME用の基準の開発に際して、当審議会はIFRSの認識または測定の原則に対する修正は行わないことを前提とするが、その前提は利用者のニーズと費用効果分析に基づいて覆うものとするに同意するか。同意しない場合、それはなぜか。

論点8. SME用のIASB基準書はどのような様式で公表すべきか。

予備的見解 8.1—独立した冊子 SME用のIASB基準書は独立した冊子として公表すべきである。当審議会は、ウェブでの公表のような他の手段も利用することがある。

予備的見解 8.2—IAS/IFRS(および解釈指針)の番号による体系化 SME用のIASB基準書は以下のようにすべきである。

- (a) IAS/IFRS(および解釈指針)の番号の体系に従う—すなわち、SME-IAS第1号、SME-IAS第2号等、およびSME-IFRS第1号、SME-IFRS第2号等；また、
- (b) 主題別の再構成はしない(英国の小規模企業財務報告基準(FRSSE)のような貸借対照表—損益計算書の項目順に統合することはない)。

予備的見解 8.3—各基準の前書き SME用のIASB基準書には、それぞれ目的の説明と要約を含めるべきである。

質問 8a. SME用のIASB基準書は、独立した冊子として公表すべきであることに同意するか。それらを各IFRS(解釈指針を含む)の別個のセクションとして含める方法やその他のアプローチを支持する場合には、その理由を説明していただきたい。

質問 8b. SME用のIASB基準書は、項目順ではなく、IAS/IFRSの番号に従って体系化すべきであることに同意するか。項目順またはその他のアプローチを支持する場合には、その理由を説明していただきたい。

質問 8c. SME用のIASB基準書のそれぞれに、目的の説明、要約および主要用語集を含めるべきであることに同意するか。

質問 9. 当審議会在がSME用の基準を開発するプロジェクトにどのように取り組むべきかに関して、当審議会在に注目してほしいと考える他の事項があるか。